

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年1月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名及び施工地区

- ア 舗装道路面復旧工事 (A地区 北区及び上京区地内)
- イ 舗装道路面復旧工事 (B地区 左京区地内)
- ウ 舗装道路面復旧工事 (C地区 中京区及び東山区地内)
- エ 舗装道路面復旧工事 (D地区 山科区地内)
- オ 舗装道路面復旧工事 (E地区 下京区及び南区地内)
- カ 舗装道路面復旧工事 (F地区 右京区地内)
- キ 舗装道路面復旧工事 (G地区 西京区地内)
- ク 舗装道路面復旧工事 (H地区 伏見区地内)

(2) 工事及び契約の概要

本市域において、100平方メートル未満（鉛製給水管解消工事に伴うものを除く。）の舗装道路面復旧工事（原因者復旧）について、(1)に掲げる施工地区ごとに、舗装工種別の単価契約をするものである。

(3) 予定数量

予定数量表のとおり

(4) 契約期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者で、競争入札の参加資格の確認においてその資格があると認められたものとする。

- (1) 京都市上下水道局の平成22年度の競争入札有資格者名簿（工事）に「舗装工事」で登録されており、平成23年度の競争入札有資格者名簿（工事）に同種目で登録予定の者であり、かつ、当局の「舗装工事」での登録年数が2年以上であること。

- (2) 本市の区域内に主たる事務所又は事業所（本店）を有すること。
- (3) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、平成23年4月1日において有効な（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「ほ装」の種目の総合評定値が800点以上であり、かつ、「ほ装」の完成工事高（審査対象事業年度）において1億円以上の実績があること。
- (4) 当該工事に係る技術者として、建設業法による技術検定のうち、検定種目を一級建設機械施工、二級建設機械施工（第1種から第6種まで）、一級土木施工管理若しくは二級土木施工管理（種別を「土木」とする者に限る。）とするものに合格した技術者又は建設業法による舗装工事に係る監理技術者を上記1(1)に掲げる施工地区ごとに専任で配置できること。

なお、当該工事に係る技術者は、入札参加申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申出日から本工事の入札日までの期間に、すべての工事等の入札案件において、技術者として配置を予定していない者であること。

- (5) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (6) 本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

(7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）

又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び予定数量表の交付

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成23年1月28日（金）まで

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局ホームページからダウンロードすることもできる。

4 競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」といいます。）を提出し、審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 技術者配置表

上記2(4)に示す技術者を証明する書類として、技術者の配置表を作成し、提出すること。

ウ 添付書類

上記2(3)及び2(4)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出期限及び提出場所

ア 提出期間

この公告の日から平成23年1月28日（金）までの午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

上記3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知及び工事の仕様書等の配布について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成23年2月3日（木）に、京都市上下水道局総務部用度課において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとする。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

工事の仕様書等については、入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書の配布時に同時に配布する。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求められることができる。

なお、当該書面は、平成23年2月7日（月）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成23年2月9日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、京都市上下水道局が公告した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の工事入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。

ウ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

ア 上記1(1)アに係る入札

平成23年2月25日(金) 午後1時30分

イ 上記1(1)イに係る入札

平成23年2月25日(金) 午後2時

ウ 上記1(1)ウに係る入札

平成23年2月25日(金) 午後2時30分

エ 上記1(1)エに係る入札

平成23年2月25日(金) 午後3時

オ 上記1(1)オに係る入札

平成23年2月25日(金) 午後3時30分

カ 上記1(1)カに係る入札

平成23年2月25日(金) 午後4時

キ 上記1(1)キに係る入札

平成23年2月25日(金) 午後4時20分

ク 上記1(1)クに係る入札

平成23年2月25日(金) 午後4時40分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法等

- (1) 本件入札は、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。
- (2) 入札金額は、工事別基準単価表別表1の予定数量に対応した総価とする。
ただし、入札書の投函に併せて工種ごとの設定単価、予定数量及び当該設定単価に予定数量を乗じた金額並びにその合計金額（総価）を記載した「総括表」を提出すること。
- (3) 入札金額については、工事別基準単価表別表1の各基準単価に予定数量を乗じた総額の範囲内かつ各基準単価の制限金額の範囲以内で行うものとする。
- (4) 工事別基準単価表別表2に示す工種の単価については、工事別基準単価表別表2の各基準単価に工事別基準単価表別表1に示す工種の入札における小数点5桁の落札率を乗じたものを決定単価とする。ただし、円未満は切り捨てるものとする。
- (5) 落札の決定は、上記(2)の合計金額（総価）の比較により行う。
- (6) 入札者は、上記(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 契約の締結は、単価による単価契約とする。契約金額は、当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

7 落札者の決定方法及び低入札価格調査

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札した場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」という。）は、同制度による調査を実施するので、開札日の翌日から2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を含める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を上記3(1)の場所に提出しなければならない。

低入札価格応札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき、競争入札参加停止措置を行う。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときには、その者との契約を行わない。

低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、上記3(1)の場所において掲示する。

- (2) 落札予定者が低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、京都市上下水道局が実施する当該種目の入札には参加できないものとする。

8 入札の無効

- (1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。
- (2) 本件入札及び本件入札と開札日を同じくする他の同種目の工事の入札において低入札調査基準価格を下回る額の応札（以下「低価格入札」という。）を複数の入札で行った場合は、その者の行った低価格入札はすべて無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 工事請負契約書には、建設事業に関して所管官庁から重大な処分を受けた場合に契約を解除する旨の特約を設けることとする。
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）が、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（上下水道局総務部用度課）